

令和5年10月5日

寒河江市議会議長 柏 倉 信 一 様

総務産業常任委員会
委員長 安孫子 義 徳

管 内 調 査 報 告 書

総務産業常任委員会管内調査について、次のとおり報告いたします。

記

- 1 期 間 令和5年9月26日（火）午後1時54分～午後4時38分
- 2 調査内容 農業委員会委員との市内農地合同現地調査
- 3 調査人員 9名（議員8名、随員1名）
- 4 感想所見 別紙のとおり

様式第2号

視察研修先	市内農地	氏名	安孫子 義徳
視察研修項目	農業委員会委員との市内農地合同現地調査		
<p>趣旨</p> <p>自営農業を仕事にしている「基幹的農業従事者」の減少やその平均年齢の上昇など、農業者の担い手不足と高齢化の問題は、これまで様々な政策を行ってきたものの、未だ課題となっている。また、遊休農地の発生は本市においても年々増加傾向にある。</p> <p>このような中、改正農業経営基盤強化促進法（以下「基盤強化法」という）が施行され、農業の生産基盤である農地の利用の最適化が一層重要となっている。農業委員会と合同での現地調査を通じ、農地の現状を把握するとともに、農地利用最適化の必要性に対する理解を深めることによって、本市の農業振興に係る課題の共通認識の醸成を図る。</p> <p>現地調査概要</p> <p>①新規就農関係</p> <p>認定農業者（基盤強化法に基づき本市から農業経営改善計画の認定を受けた者）。県外出身の配偶者ととともに経営を行う。主な耕作地は市内であるが市外にも耕作地があり、農薬や化学肥料を使わず、野菜を栽培している。</p> <p>②新規就農関係</p> <p>認定農業者。なす、さくらんぼを作付けしている。</p> <p>③新規就農関係</p> <p>認定新規就農者（基盤強化法に基づき本市から青年等就農計画の認定を受けた者）。市内3か所に農地を持つ。本市の「遊休農地有効活用事業」を利用し、遊休農地2筆を再生した。再生農地においてトウモロコシを作付け予定。</p> <p>④遊休農地関係</p> <p>所有者は県外在住。雑草の繁茂等により荒廃が進んでおり、平成26年以降、1号遊休農地（現在耕作が行われておらず、今後も耕作される見込みがない農地）と判断されている。</p> <p>⑤遊休農地関係</p> <p>農業地域内にある雨よけハウス付ぶどう園。基盤強化法による売買（所有権移転）の経緯がある。荒廃が進んでおり、周辺農地への影響が懸念される。</p> <p>⑥その他</p> <p>複数の農業者により運営されていた観光さくらんぼ団地を市内企業が買い取り経営を行う。</p>			

総括

農業は、社会的にも経済的にも重要な役割を果たしている。新規就農者の方々が持つ意欲と情熱は、持続可能な農業と地域の発展に貢献し地域社会に活気をもたらすことが期待される。農業経営には適切な計画と知識、そして地域社会(農業関係者等)との連携が重要となる。

また、遊休農地等の問題に対処するためには、地域社会や農業関係者と協力して農地の有効活用を促進し、地域住民を巻き込んだ耕作再開の取り組みや自らの土地を育てることに対する関心を高めることが必要であり、それが持続可能な農業経営に繋がると感じた。